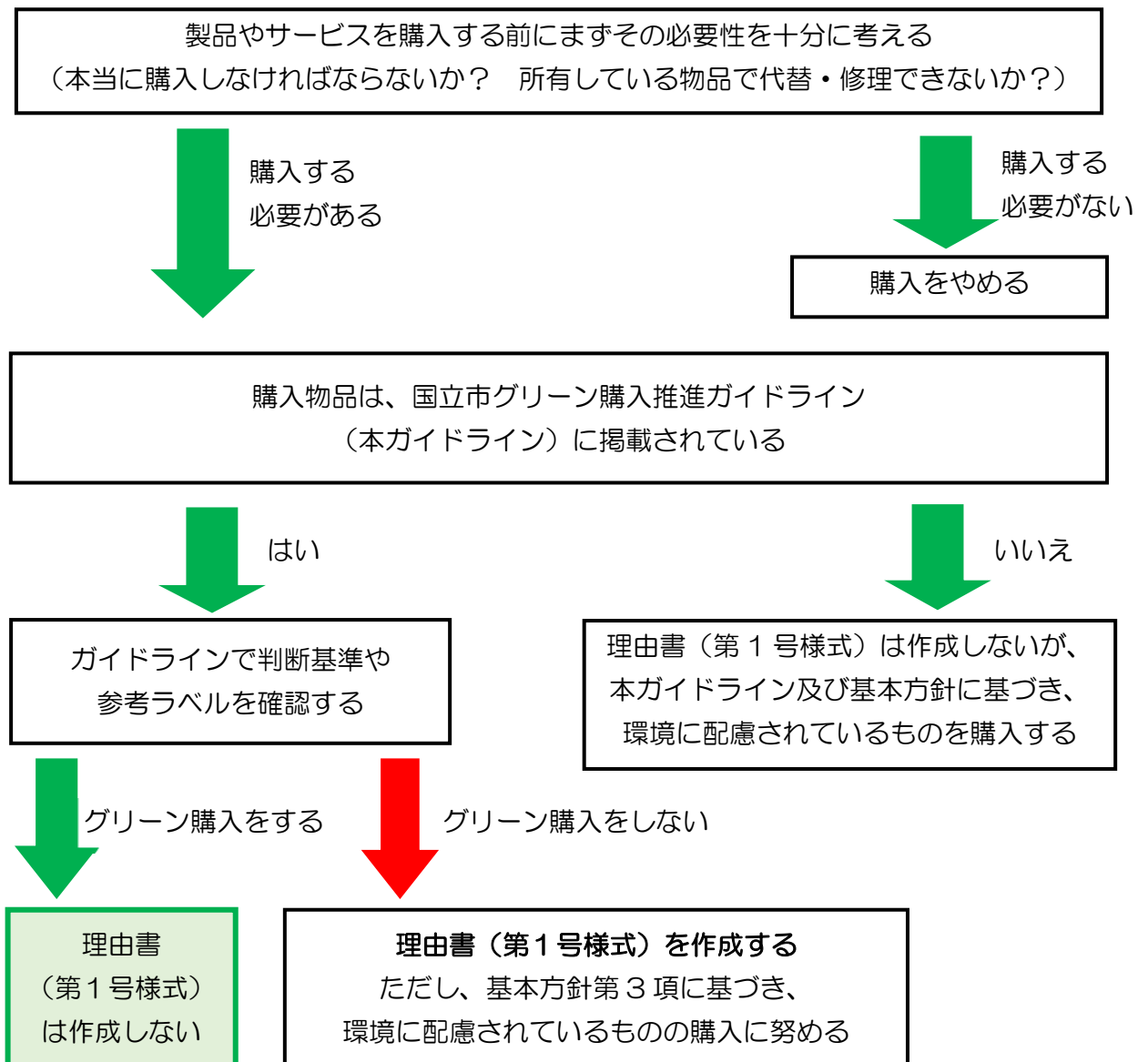


# 国立市グリーン購入推進ガイドライン

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さいものを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。

本ガイドラインは国立市グリーン購入基本方針（以下、「基本方針」という。）に基づき、環境に配慮した製品の購入・調達における対象品目、判断基準、目標等を定めています。各部署で物品等を購入する際は、本ガイドラインの対象品目及び判断基準等を必ず確認してから購入してください。

## 1. グリーン購入手順



※理由書(第1号様式)(以下、「理由書」という。)とは、本ガイドラインの対象品目のグリーン購入ができない場合に作成するものです。別紙を参照してください。

## 2. 調達原則

- (1) 対象品目に該当する物品の調達は、原則として判断基準に適合するものを調達します。ただし、品質や価格等において理由がある場合には、判断基準に適合しない物品を調達することができますが、この場合、理由書にて理由を明らかにします。
- (2) 対象品目に該当しない物品についても、環境ラベル製品などの環境に配慮した物品を出来る限り選択するように努めます。ただし、物品買入等単価一覧表に記載の製品を購入する場合は例外とします（※）。

## 3. 実績の把握と公表

各課は半期ごとに調達実績を取りまとめ、環境政策課へ報告するものとします。

報告については、グリーン購入できなかった物品とその理由を購入案件ごとに、理由書に記載して行います。

報告の結果、グリーン購入実績が低い部署に対しては、環境政策課が取組状況を点検、評価を実施し、課題を明らかにした上で適宜助言、指導及び情報提供を行います。

また、報告された調達実績は環境政策課が取りまとめて公表します。

なお、本ガイドラインの内容、特に対象品目と判断基準については、市の温暖化対策の推進に資する物品、例えば照明、パソコンやコピー機等のOA機器、自動車、温水器、エアコン等を追加するよう必要に応じて見直すこととします。

### （※）物品買入単価一覧表の物品とグリーン購入について





物品買入単価一覧表の物品（以下、「単製品」という。）について、本ガイドラインとの関係を説明します。

本ガイドラインにおける対象品目は、全て単製品がある品目です。対象品目の単製品は全て本ガイドラインの判断基準を満たしており、該当する製品を購入すればグリーン購入ができていくことになります。一方、本ガイドラインの対象品目に該当しない単製品については、環境配慮が十分でない場合がありますが、全庁的に単製品を購入することが原則となっており、価格の上昇や製品の選択肢が少ないなどの理由により例外とします。

#### 4. 対象品目と判断基準

下記表の対象品目は全て単価契約物品がある品目です。したがって、下記物品を購入する時に単価契約品を選択すれば、グリーン購入をすることになります。例えば、油性ペンを購入する際に、物品買入等単価一覧表に記載の製品を購入すればグリーン購入をしたことになります。単価一覧表に記載していないメーカーの油性ペンを購入する場合は、下記表の参考ラベル等を参照し、判断基準を満たす製品を購入してください。

分野	品目	判断基準	参考ラベル等			
紙類	① 再生紙（コピー用紙等）	次のいずれかに該当すること ①エコマーク認定商品 ②GPN「エコ商品ねっと」掲載商品 ③グリーン購入法適合品（総合評価値 80 以上） ④グリーンマーク、FSC®森林認証制度、PEFC 森林認証のいずれかのラベルがついている	    グリーン購入法適合商品 ※カタログにより表記が異なる   「エコ商品ねっと」掲載商品 ※カタログにより表記が異なる			
	② トイレットペーパー	古紙パルプ配合率 100%であること、または次のいずれかに該当すること ①エコマーク認定商品 ②GPN「エコ商品ねっと」掲載商品 ③グリーン購入法適合品	  「エコ商品ねっと」掲載商品 ※カタログにより表記が異なる   グリーン購入法適合商品 ※カタログにより表記が異なる			
文具類	③ 油性ペン	①～③のいずれかに該当すること。難しい場合は④、⑤のいずれかに該当すること ①エコマーク認定商品 ②グリーン購入法適合品 ③GPN「エコ商品ねっと」掲載商品 ④消耗部品の交換・補充ができること ⑤消耗部分の交換品・補充品であること	   グリーン購入法適合商品 ※カタログにより表記が異なる   「エコ商品ねっと」掲載商品 ※カタログにより表記が異なる			
	④ でんぷん糊					
	⑤ シャープペン替芯					
	⑥ 消しゴム					
	⑦ 模造紙					
	⑧ スタンプ台					
	⑨ 紙ファイル					
	⑩ 液状のり					
	⑪ 黒板消し					
	⑫ ハサミ					
	⑬ 布粘着テープ					
	⑭ クラフト粘着テープ					
	⑮ 修正液					
	⑯ 鉛筆					
	⑰ 付箋紙					
	⑱ チョーク					
	⑲ 大学ノート					
	⑳ ボールペン					
	㉑ 紙ひも					
	家電等			⑳ 電池	次のいずれかに該当すること ①アルカリ乾電池であること ②小型充電式電池であること	 JIS マーク
	消火器			㉒ 消火器	次のいずれかに該当すること ①エコマーク認定商品 ②グリーン購入法適合品	   グリーン購入法適合商品 ※カタログにより表記が異なる

制服 作業服等	④ 作業着	①～③のいずれかに該当すること。難しい場合は④、⑤のいずれかに該当すること。 ①エコマーク認定商品 ②グリーン購入法適合品 ③エコ・ユニフォームマーク貼付品 ④再利用材（繊維くず、コットンリントナー、反毛等）を使用していること ⑤再生 PET 繊維、ケミカルリサイクル繊維等のリサイクル素材を使用していること	 エコマーク  グリーン購入法適合商品 ※カタログにより表記が異なる  エコ・ユニフォームマーク  PETボトル再用品
------------	-------	---	---

## 5. 参考情報の紹介

前項に掲げた対象品目以外の物品等についても、基本方針の「3. 基本原則」に基づき、環境への負荷ができるだけ少ないものを購入することが重要です。以下に製品の環境情報が検索できるウェブサイトと主な環境ラベル・表示を紹介しますので、これらを参考にグリーン購入の推進に取り組み願います。

また、グリーン購入の根幹となる地球温暖化対策について、市や国の温暖化対策計画も紹介します。

### 【商品検索】

・エコマーク認定商品検索（運営団体：公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局）

<https://www.ecomark.jp/search/search.php>

・エコ商品ねっと（運営団体：グリーン購入ネットワーク（GPN））

<https://www.gpn.jp/econet/>

### 【制度関連】

・環境ラベル等データベース（環境省）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>

・グリーン購入法.net（環境省）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>






### 【地球温暖化対策関連】

・温暖化対策について（国立市）

<http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/soshiki/Dept05/Div02/Sec01/gyomu/0460/0461/ondankataisaku/globalwarming.html>

・温暖化対策計画（環境省）

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/taisaku.html>

環境ラベル・表示	内容
	<p>・<b>エコマーク</b></p> <p>様々な商品（製品およびサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。このマークを活用して、消費者が環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成をはかっていくことを目的としている。</p> <p>&lt;対象分野：紙類、文具類、日用品、衣料、照明器具、オフィス家具、など&gt;</p>
	<p>・<b>FSC®認証</b></p> <p>「FSC®森林認証制度」は世界的な森林の減少と劣化を防ぐために設立された制度。FSC 認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。</p> <p>&lt;対象分野：紙類、文具・事務用品、家具、日用品、など&gt;</p>
	<p>・<b>PEFC 森林認証</b></p> <p>「PEFC 森林認証プログラム」は、欧米を中心として各国で定められた国・地域別の森林認証制度の相互承認を行う制度。PEFC 森林認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。</p> <p>&lt;対象分野：紙類、文具・事務用品、家具、日用品、など&gt;</p>
	<p>・<b>間伐材マーク</b></p> <p>間伐材を用いた製品に表示されているマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性を PR するとともに、消費者の製品選択に資するもの。</p> <p>&lt;対象分野：資材、生活用品（紙製・木製）、容器、文具・事務用品（紙製・木製）、原紙、書籍・印刷物&gt;</p>
	<p>・<b>グリーンマーク</b></p> <p>古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として公益財団法人古紙再生促進センターが 1981 年 5 月に制定したマーク。</p> <p>グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として 40%以上原料に利用した製品であることだが、トイレットペーパーとちり紙は、古紙を原則として 100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として 50%以上原料に利用したもの。</p> <p>&lt;対象分野：紙類、文具・事務用品、日用品、など&gt;</p>



 <p>バイオマス</p>	<p>・バイオマスマーク 生物由来の資源（バイオマス）を利用して、品質及び安全性が関連法規、基準、規格等に合っている商品に表示されている。 植物は太陽光をエネルギーとした光合成により大気中の CO<sub>2</sub> を吸収して成長するので、植物由来原料を製品化した製品（バイオマスプラスチックや合成繊維、印刷インキ等）は燃やしても大気中の CO<sub>2</sub> を増加させない。バイオマスマーク認定商品は安全で循環型社会の形成に貢献し、地球温暖化防止に役立っている。 ＜対象分野：日用品、事務用品、繊維、物流・包装、など＞</p>
	<p>・JOIFA グリーンマーク グリーン購入法に適合したオフィス家具に表示されているマーク。 ＜対象分野：オフィス家具＞</p>
	<p>・国際エネルギースタープログラム パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品に表示されるマーク。日本、米国のほか、EU 等 9 か国・地域が協力して実施している国際的な制度。経済産業省が運営している。 ＜対象分野：OA 機器＞</p>
	<p>・E&amp;Q マーク 一般社団法人 日本カートリッジリサイクル工業会が定める環境管理基準と品質管理基準に適合しているリサイクルトナーカートリッジを識別するマーク。 ＜対象分野：トナーカートリッジ＞</p>
	<p>・省エネルギーラベル 省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示されている。 ＜対象分野：冷蔵庫、照明器具（蛍光灯のみを主電源とするもの）、テレビ、エアコン、温水洗浄便座、炊飯器、電子レンジ＞</p>
	<p>・統一省エネルギーラベル 製品個々の省エネ性能を表す省エネルギーラベル、市販されている製品の中で相対的に位置づけた多段階評価、年間の目安電気料金（または目安燃料使用量）などを製品本体またはその近傍に表示する制度。☆の数が多いほど省エネ性能が高いことを示している。 ＜対象分野：冷蔵庫、照明器具、テレビ、エアコン、温水洗浄便座＞</p>
	<p>・PC グリーンラベル 環境に配慮したパソコンを購入したいという消費者の選択の目安となるよう、パソコンの設計、製造からリユース・リサイクルに至るまで、環境に対する包括的な取り組みを表した環境ラベル制度。適合製品を三ツ星によって格付けしており、パソコンメーカーの団体である一般社団法人パソコン 3R 推進協会が運営する制度。 ＜対象分野：パソコン＞</p>
	<p>・JIS マーク 工業標準化法第 19 条第 20 条等に基づき国に登録された機関（登録認証機関）から認証を受けた事業者（認証製造業者等）のみが、認証を受けたその包装等に表示することができるマーク。表取引の単純化のほか、製品の互換性、確保及び公共調達等に大きく寄与している。 ＜対象分野：電化製品等の工業製品＞</p>
 <p>明日のために、ノンフロン。</p>	<p>・ノンフロンマーク 統一省エネラベルでは、ノンフロン冷蔵庫にこのマークを表示することを定めている。 ＜対象分野：冷蔵庫＞</p>
	<p>・燃費基準達成車ステッカー 自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車に貼付。 ＜対象分野：自動車＞</p>
	<p>・低排出ガス車認定 自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度。 ＜対象分野：自動車＞</p>
	<p>・低燃費タイヤ統一マーク 転がり抵抗性能の等級が A 以上でウェットグリップ性能の等級が a～d の範囲内にあるタイヤを「低燃費タイヤ」と定義し、統一マークを表記して普及促進を図る。 ＜対象分野：自動車＞</p>
	<p>・エコ・ユニフォームマーク 日本被覆工業組合連合会が制定したマーク。このマークは、グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェアやスクールウェア等に添付するもの。 ＜対象分野：衣類等＞</p>

 <p>PETボトル 再利用品</p>	<p>・PET ボトルリサイクル推奨マーク 使用済み PET ボトルを再生利用し製造した商品に付けることにより、消費者に環境負荷低減に寄与する商品の選択を促し、PET ボトルのリサイクル推進を目的とするマーク。 PET ボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体であるPET ボトル協議会が運営する制度。 ＜対象分野：文具・事務用品、カーペット、梱包バンド、台所用品・清掃用品、など＞</p>
 <p>古紙パルプ配合率100%再生紙を使用</p>	<p>・再生紙使用マーク 「3R活動推進フォーラム」の前身である「ごみ減量化推進国民会議」によって、再生紙の利用促進・普及啓発をしていくためのシンボルマークとして定められた。 ＜対象分野：紙類＞</p>
 <p>VEGETABLE OIL INK</p>	<p>・植物油インキマーク 印刷インキ工業連合会が定めた、植物油を使用した印刷インキで使用基準を満たしたものに表示できるマーク。植物油とは、再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油で、植物油インキとは、インキ中に含有する植物油、または植物油を原料としたエステルとの合計が、含有基準量以上のインキ。 ＜対象分野：印刷＞</p>
 <p>印刷インキ工業連合会</p>	<p>・NLマーク 印刷インキ工業連合会独自の自主規制。環境影響、労働安全、人の健康に対し適切でない化学物質を使用しない印刷インキに貼付できるマーク。 ＜対象分野：印刷＞</p>
 <p>グリーン購入法適合 eco 日本ウインドウ・フィルム工業会</p>	<p>・日射調整フィルム「グリーン購入法基準適合ラベル」 日本ウインドウ・フィルム工業会がグリーン購入法の判断の基準に適合した日射調整フィルムを施工した窓ガラスに貼付することを推奨する。</p>
 <p>G法 適合 グリーン 購入法 適合商品</p>	<p>・グリーン購入法適合商品 グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する）第6条に定められた特定調達品目およびその判断基準に合致した商品のこと。カタログや事業者により「G法適合」、「グリーン購入法適合商品」など表現方法は異なる。 ＜対象分野：紙類、文具類、家電等、日用品、衣類等、役務、など＞</p>
 <p>GPN掲載</p>	<p>・グリーン購入ネットワーク（GPN）が運営する「エコ商品ねっと」に掲載されている商品 グリーン購入ネットワーク（GPN）は、環境負荷の小さい製品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与するため、グリーン購入活動を促進し、グリーン購入に関する普及啓発や情報提供、調査研究などを行っている。「エコ商品ねっと」は日本最大級の環境情報データベースである。 ＜対象分野：紙類、文具類、家電等、日用品、衣類等、役務、など＞</p>